

申込みから入所までの流れ

①希望園の決定・見学

受入月齢や保育時間、所在地などをご確認の上、希望園を決めていただきます。藤沢市では、見学をしていない保育施設もお申込みは可能ですが、転入予定の方であっても、**事前見学を推奨します**。**立地や外観だけでなく、保護者の方のご意向や、お子様の発育状況・普段の生活の様子に合った保育施設をお選びください**。なお、**次の方は必ず保育施設へ直接ご相談・ご連絡をお願いいたします**。

- ①家庭的保育事業をご希望の方(見学がお済みでない場合は審査対象外となります)
- ②児童にアレルギーや持病・障がいなどがある方、発達状況により、保育する上で特別な配慮を必要としている方
(児童の状況や保育施設の状況によっては、児童の安全な保育体制が整わないため入所を見送る場合があります)

外遊び中心か、勉強や体操の時間があるのか・・・
おもつや道具は持参なのか、レンタルなのか・・・
グループでの保育か、少人数での保育か・・・
延長保育の料金は・・・

園の魅力や特色はさまざま！
P34の二次元コード⑥「各保育施設の概要一覧」に、おもつや駐車場、園庭などの情報があります！



②申込書類の用意

P13に記載の必要書類をご用意ください。
提出前に必ず、P42～P44のチェックリストをご確認ください。**書類の不足や未記入箇所がある場合は審査上不利な扱いとなることがあります(詳細はP15)**。場合によっては審査対象外となることがありますので、十分ご確認ください。

③申込書類の提出

P8～P10に記載のとおり、期限内に所定の方法でお申し込みください。
※不足や再提出がある場合は、「**再提出票**」「**修正前のコピー**」と共に締切日までに提出ください。
※いずれの申込み方法においても、**締切日必着**です。郵送で提出する場合は日程に余裕を持ってください。

④認定審査・利用調整

締切日時点でご提出いただいた書類をもとに、P19～P20の基準に従って利用調整を行い、内定者を決定します。また、保育の必要性の認定基準を満たしているか等についても審査します。(認定基準に満たない場合には不認定通知書を通知します)
なお、締切日を過ぎて提出があったものについては、翌月以降の審査に反映となりますのでご了承ください。



基準日(締切日)時点で書類不足があった場合の審査での取り扱いについては、P15をご確認ください。

⑤結果通知

4月入所申込み以外については、入所希望月の前月中旬に発送します。**初めてお申込みいただいた月の審査については、内定/入所保留に関わらず全員に結果を通知いたします**。次回以降の審査については、**内定の方のみに結果を通知**しますので、各月の入所保留通知の発行をご希望の方は、保育課までご連絡ください。
また、市外在住の方につきましては、お住まいの市町村を經由して結果を通知しますので、到着までには日数を要します。お急ぎで結果を知りたい方は、藤沢市保育課へお問い合わせください。

↓
内 定

↓
入 所 保 留

⑥内定した場合

《面談》

保育施設に連絡し、面談日をご確認ください。
保育の利用時間やならし保育など、入所後について気になる点がありましたら、面談にて保育施設へご確認ください。また、面談当日は、**必ずお子様同伴でのご対応をお願いいたします。**

なお、面談の結果、お子様のアレルギーや持病・障がい等の状況により、保育施設の人員体制等から、お子様を安全に保育することができないと判断される場合は、入所見送りとなることがありますので、ご承知おきください。

《口座登録》

保育料は原則として口座振替でお支払いいただきます。内定通知に同封の口座振替依頼書又はWEBにて口座の登録をお願いいたします。

※一部保育施設では、施設へ直接口座登録や諸経費のお支払いの場合があります。面談時にお問い合わせください。



申込み時に不足書類があった方は、入所までにご提出ください。また、転入予定の方は転入手続き後、入所日までに保育課にて所定の手続きを行ってください。

⑦入所承諾・保育料決定

面談の実施及び保護者の市民税所得割額により、入所決定及び保育料の算定を行います。結果の通知については、入所月の前月末に発送いたします。

なお、**この通知発送以前に保育料の金額についてお答えすることはできません**ので、おおよその金額をお知りになりたい方は、P6に基づきご自身で確認いただきますようお願いいたします。

⑧入所～

《ならし保育》

入所後、お子様が保育施設に慣れるまでの間は、短時間での保育となります(ならし保育)。保育施設と保護者での調整の上期間を定めましますので、個人差があります。(入所日から概ね2～3週間)

※転園されたお子様もならし保育は必要です

《就労開始・復職について》

求職中に内定・入所となった場合、入所から2か月以内に就労を開始することが必須です。また、**育児休業中の方は、入所翌月15日までに復職することが必須**です。

就労開始後・復職後、直ちに所定の必要書類をご提出ください。



⑥入所保留となった場合

★申請時に「申込みを継続する」を選択した

利用申込書は**年度内(3月末)まで有効**です(「育休B申込」を除く)。

有効期間中は、年度末まで毎月利用調整(入所選考)をいたします。なお、市外から転入予定でお申し込みの方は、**転入後に必ず藤沢市保育課で所定の手続きを行ってください。**

★申請時に「申込みを取り下げる」を選択した

ご提出いただいた書類はすべて無効となります。翌月以降は審査を行いませんので、申込みのない月の結果通知の発行も致しかねます。

再度入所申込みをする場合は、全ての書類を再度ご提出いただく必要があります。



⑦次回以降の審査

「育休B申込」や、「審査後に申請を継続しないことを選択」している方は自動的に取り下げとなるため、次回以降は審査をしません。

審査を継続することを選択している方は、申込書類が有効な限り年度末まで毎月審査を行います。なお、結果通知については内定が決まった場合のみ通知を行います。入所保留通知の発行をご希望の場合は、保育課までお問い合わせください。また、入所をお待ちいただいている方は、次のような場合に届け出が必要です。

《申込内容変更・申込取下げ》

提出の際は必ず締切日を十分ご確認ください。窓口又は郵送にて所定の書類(申込内容変更届/申込取下届)をご提出ください。

《保護者や児童の状況が変わった場合》

書類の有効期限にかかわらず、変更となった内容の確認書類を必ずご提出ください。**利用調整の基準日時点で書類のご提出がないと、正しい利用調整(入所選考)をすることができません**ので、書類については、早急にご提出をお願いいたします。

【状況が変わった場合の例】

- 求職中で申込をしていたが新たに就職した。
- 申請時に勤務していた職場を退職した。
- 育児休業を期間延長した(延長せず復職した)。
- 申請中に妊娠が分かった。
- 新たに児童のアレルギーや持病が見つかった。
- (転入予定の方)藤沢市へ転入した。等

※上記はあくまでも一例です。その他、申請時からの状況の変更により追加提出が必要な書類があるのか不明な場合はお問合せください。



⑧次年度以降の申込み

年度内の有効期間内に入園できなかった場合、引き続き保育施設利用をご希望される方は、**次年度の4月(1次選考分)申込み期間中に再度、申込書類一式を提出する必要があります**。保育課からの申込書類の送付や再申込みがない方へのお知らせは行っていませんので、**必ず広報やホームページをご確認の上、申請期間内に書類をご提出**ください。